



国民健康保険のお知らせ

国民

健康保険特別会計では、例年6月の市議会に補正予算を提出しています。

これは、前年度の決算見込額が明らかになる5月に、あらためて当該年度の予算額を算定するためです。

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため、被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。

市町村の保険給付に必要な費用は、県からの交付金によつて賄われ、市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付しています。(二本松市の状況は【表①】の予算とおり)

このため、国民健康保険の税率(表②)は、県への納付金の額から公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定されますが、今年度は、前年度からの繰越金を全額充当することで、税負担の軽減を図りました。

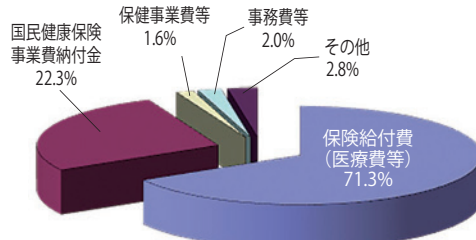
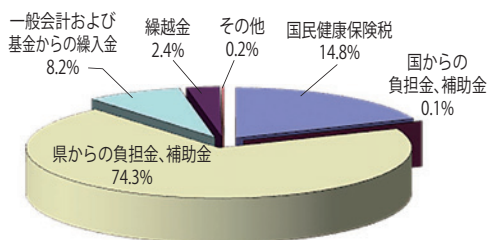
昨年度の歳入歳出差引額は、約1億3千万円の黒字が見込まれていますが、医療の高度

化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、今後も、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことで、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

【表①】国民健康保険特別会計 令和6年度予算(本算定)決定 総額53億2,796万円

歳入 歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は約15%で、予算額は7億8,760万8千円。

歳出 歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は37億9,755万9千円で、全体の約71%。



【表②】令和6年度 国民健康保険税の税率等

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

	①医療分 (基礎課税分)	②後期高齢者 支援金分	③介護 納付金分
所得割額	6.61% (▲0.27%)	2.79% (▲0.12%)	2.61% (▲0.21%)
1人当たりの均等割額	21,800円 (▲400円)	8,900円 (▲400円)	9,900円 (▲700円)
世帯当たりの平等割額	15,100円 (▲500円)	6,200円 (▲300円)	4,900円 (▲300円)
世帯当たりの課税限度額	650,000円 (±0円)	240,000円 (+20,000円)	170,000円 (±0円)

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(左の表の①～③で表記すると次のとおり)。

40歳未満…①+②

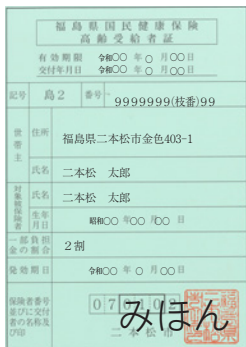
40～64歳…①+②+③

65～74歳…①+②※介護納付金分は別に納付

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険加入中の70歳から74歳の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診する場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒に提示してください。



限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きをしていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証をお持ちの上、交付申請をしてください。

まだ、限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額

二本松市では、子育て世帯の負担を軽くするために、子ども(18歳までの均等割額を全額減免しています！



な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することで、医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、必要な場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ:
・資格、給付
国保年金課 国保年金係
☎(55) 5106
Fax (22) 1547

・課税額など
税務課市民税係
☎(55) 5085
Fax (22) 0790

・納税など
税務課収納係
☎(55) 5087
Fax (22) 0790